

四日市市告示第149号

四日市市の外郭団体の情報公開に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

四日市市長 田中俊行

四日市市の外郭団体の情報公開に関する要綱の一部を改正する要綱

四日市市の外郭団体の情報公開に関する要綱（平成10年四日市市告示第86号）の一部を次のように改正する。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この要綱において「文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものをいう。</p> <p>3 (略)</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この要綱において「文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、<u>磁気テープ、磁気ファイルその他これに類するもの</u>であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものをいう。</p> <p>3 (略)</p> |
| <p>(異議の申出)</p> <p>第12条 第9条第1項の規定による決定に異議がある請求者は、当該決定を知った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に、総務課（市政情報センター）を経由して実施機関に対し異議申出書（第6号様式）により異議の申出をす</p>   | <p>(異議の申出)</p> <p>第12条 第9条第1項の規定による決定に異議がある請求者は、当該決定を知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、総務課（市政情報センター）を経由して実施機関に対し異議申出書（第6号様式）により異議の申出をす</p>  |

ることができる。

2 (略)

ることができる。

2 (略)

第1号様式から第6号様式までを次のように改める。

第1号様式（第6条関係）

|  |  |  |
|--|--|--|
|  | 整理番号   | 第 号  |
| <p>文 書 公 開 請 求 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>実施機関</p> <p style="text-align: center;">(〒 - )</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">請求者 氏 名</p> <p style="text-align: right;">〔法人その他の団体にあつては〕<br/>事務所又は事業所の所在地、<br/>名称及び代表者の氏名</p> <p style="text-align: center;">電話番号 ( ) -</p> <p>四日市市の外郭団体の情報公開に関する要綱第6条の規定により、次のとおり文書の公開を請求します。</p> |  |  |
| 文 書 の 内 容<br>又 は 件 名   |  |  |
| 公 開 の 方 法  | 1 閲 覧      2 写しの交付 ( <input type="checkbox"/> 郵送希望 )   |  |
| 請 求 者 の 区 分  | 1 市内に住所を有する者<br>2 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体<br>3 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者<br>4 市内に存する学校に在学する者<br>5 市税の納税義務者 ( 税目 ) |  |
|  | 市内に有する事務所若しくは事業所、勤務先又は通学先の名称及び所在地  | 名 称 _____<br>所在地 _____<br>電話番号 ( ) - _____ |

(注) 1 各欄に必要な事項を記入し、該当する番号を○で囲んでください。  
 2 写しの交付について郵送を希望する場合は、□の中にレ印を記入してください。

|               |           |
|---------------|-----------|
| 担 当 ( 連 絡 先 ) | ( 電 話 - ) |
| 備 考           |           |

|   |                      | 整理番号 | 第 | 号 |
|---|----------------------|------|---|---|
| <p>文 書 公 開 決 定 書</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">実施機関 <span style="float: right;">印</span></p> <p>年 月 日付けで請求のありました文書の公開については、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。</p> |                      |      |   |   |
| 文書の件名   |                      |      |   |   |
| 公開の日時   | 年 月 日 ( ) 午前 時<br>午後 |      |   |   |
| 公開の場所   |                      |      |   |   |

- (注) 1 当日、都合が悪いときは、あらかじめ まで連絡してください。
- 2 文書の公開を受ける際には、この決定書を係員に提示してください。

|  |                               |      |   |   |
|--|-------------------------------|------|---|---|
|  |                               | 整理番号 | 第 | 号 |
| <p>文 書 部 分 公 開 決 定 書</p> <p>第 年 月 日 号</p> <p>様</p> <p>実施機関 <span style="float: right;">印</span></p> <p>年 月 日付けで請求のありました文書の公開については、次のとおり文書の一部を公開することと決定しましたので通知します。</p> |                               |      |   |   |
| 文書の件名  |                               |      |   |   |
| 公開の日時  | 年 月 日 ( ) 午前 時<br>午後          |      |   |   |
| 公開の場所  |                               |      |   |   |
| 一部を公開することのできない理由   | 四日市市の外郭団体の情報公開に関する要綱第7条第 号 該当 |      |   |   |
| 備 考  |                               |      |   |   |

- (注) 1 この決定に異議がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に に対して異議申出することができます。
- 2 当日、都合が悪いときは、あらかじめ まで連絡してください。
- 3 文書の公開を受ける際には、この決定書を係員に提示してください。

|  |  |      |   |   |
|--|--|------|---|---|
|  |  | 整理番号 | 第 | 号 |
| <p>文 書 非 公 開 決 定 書</p> <p style="text-align: right;">第 号<br/>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">実施機関 <span style="float: right;">印</span></p> <p>年 月 日付けで請求のありました文書の公開については、次のとおり公開することができないことと決定しましたので通知します。</p> |  |      |   |   |
| 文書の件名  |  |      |   |   |
| 公開することができない理由  | <p>四日市市の外郭団体の情報公開に関する要綱第7条第 号<br/>該当</p> |      |   |   |
| 備 考  |  |      |   |   |

- (注) 1 この決定に異議がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に に対して異議申出することができます。
- 2 問い合わせ先：

|      |   |   |
|------|---|---|
| 整理番号 | 第 | 号 |
|------|---|---|

## 決 定 期 間 延 長 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで請求のありました文書の公開については、受理した日から起算して15日以内に公開・非公開の決定ができないため、四日市市の外郭団体の情報公開に関する要綱第9条第3項の規定により、次のとおり公開・非公開の決定期間を延長しましたので通知します。

なお、公開・非公開を決定しましたときは、速やかに書面により通知します。

|           |          |
|-----------|----------|
| 請求書の受理年月日 | 年 月 日    |
| 文書の件名     |          |
| 延長の理由     |          |
| 決定期限      | 年 月 日までに |

(注) 問い合わせ先：

第6号様式（第12条関係）

|  |  | 整理番号 | 第 | 号 |
|--|--|------|---|---|
| 異 議 申 出 書                                    |  |      |   |   |
| 年 月 日  |  |      |   |   |
| 実施機関   |  |      |   |   |
|  | (〒 - )   |      |   |   |
|  | 住 所  |      |   |   |
|  | 申出者  |      |   |   |
|  | 氏 名  |      |   |   |
|  | (法人その他の団体にあつては)<br>事務所又は事業所の所在地、<br>名称及び代表者の氏名 |      |   |   |
|  | 電話番号 ( ) -                                     |      |   |   |
| 年 月 日付け 第 号で通知があつた決定について、次のと<br>おり異議の申出をします。 |  |      |   |   |
| 文 書 の 件 名                                    |  |      |   |   |
| 決 定 内 容                                      |  |      |   |   |
| 当該決定があつた<br>ことを知った日                          | 年 月 日  |      |   |   |
| 異 議 申 出 の<br>趣 旨 及 び 理 由                     |  |      |   |   |
| 備 考  |  |      |   |   |



附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(総務部総務課)